

7月は同和問題啓発強調月間です

同和問題を正しく理解し、
一人一人の人権が
尊重される社会の実現を
目指しましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)

今もある差別

日本国憲法は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と法の下の平等をうたっています。しかし、現実の社会では女性や障がい者に対する差別、外国人に対する差別などさまざまな差別が生じています。

中でも同和問題は、日本の社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層に基づく差別で、我が国固有の重大な人権問題です。

こうした背景から一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けてきました。

同和問題の解決を図るため、国と地方公共団体は昭和44(1969)年の同和对策事業特別措置法制定以降、同和教育の推進や、同和地区の生活環境の改善に

取り組んできました。しかしながら、近年もなお、結婚の際の身元調査や、宅地建物取引における同和地区問合せや悪質な差別落書きも発生しており、問題の解決には至っていません。

誤った情報に惑わされない

「そつとしておけば差別は自然になくなる」という意見を聞くことがあります。が、本当にそうでしょうか。

明治4(1874)年に解放令が出されて150年以上、昭和21(1946)年に基本的人権を保障した日本国憲法が公布されて80年が経過していますが、差別は現存しています。差別の実態を正しく伝えてこなかったことや、「できれば関わりたくない」「そのうちなくなる」と、同和問題ときちんと向き合っていないことなどが大きな原因です。

また、インターネット上の情報には、誤った内容も数多く含まれています。同和問題に関する正しい知識

を持たないと、手にした情報が正しいかどうか判断できません。その結果、誤った情報や偏見が伝わり、差別が繰り返されてしまいます。

学びから行動へ

同和問題の解決は、私たち一人一人が自分の問題として受け止め、暮らしの中間を見つめ直すことから始まります。家庭や地域、職場で、差別につながるような習慣や偏見、固定観念を疑問に思うことなく受け入れていなければ常に問いただし、差別をなくす努力を続けることが重要です。誰かの人権が傷付けられても、解決しようとしなない社会では、自分の人権が侵害されたときも、同じように我慢しなければならなりません。差別は、決してひとごとではありません。そのため、同和問題の実態や差別を受けている人の思いを知り、理解を深めることが大切です。そうすることで「誰かの人権が、守られている

芦屋町人権・同和教育研究協議会
 ▷問い合わせ 社会教育係
 (☎223-3546)



インターネットによる 人権侵害をなくすために

近年、インターネットの普及に伴い、私たちの生活は便利になりましたが、その一方で、インターネット上での人権侵害が深刻な問題となっています。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などでの誹謗中傷、プライバシーの侵害など、さまざまな形で人権が脅かされています。これらの問題は、被害者だけでなく、加害者となる可能性もあるため、町民一人一人が人権意識を高める必要があります。

インターネット上では、他者を傷つける言動が容易に行われてしまいます。特に、特定の個人や団体に対する攻撃的な発言は、被害者に深刻な精神的苦痛を与えることがあります。自分が発信する情報が、他者にどのような影響を与えるかを常に考え、他者を尊重し、思いやりのある言動を心がけることが重要です。

また、インターネット上では、個人情報簡単に流出する危険性があります。無断で他者の写真や情報を掲載することは、明らかに人権侵害です。私たちは、自分自身のプライバシーを守るだけでなく、他者のプライバシーも尊重する姿勢が求められます。特に、SNSなどで情報を発信するときは十分な注意が必要です。自分が投稿する内容が、他者にどのように受け取られるかを考え、慎重に行動することが大切です。

被害者や加害者にならないためには、まず自分自身の行動を見直す必要があります。インターネット上の言動が、他者にどのような影響を与えるかを常に意識し、思いやりを持ったコミュニケーションを心がけましょう。もし自分が被害に遭った場合には、適切な相談窓口にご相談することが大切です。

インターネットは便利なツールである一方で、リスクも伴います。私たち一人一人が人権意識を持ち、他者を尊重する行動を心がけることで、より良いインターネット社会を築いていくことができます。被害者にも加害者にもならないために、今一度、自分の言動を見つめ直し、人権を守る意識を高めていきましょう。

ことを好ましく感じ、傷付けられることをおかしと感じる」という人権感覚が身に付き、自分や周りの人が差別問題に直面しても、解決に向けて行動できるようにになります。

同和問題の早期解決を目指し、福岡県や各市町村は昭和56（1981）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、各種の啓発行事を行い、差別をなくす取り組みを展開しています。

町では、講演会や街頭啓発などを行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決にむけた取り組みを行います。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

同和問題啓発強調月間のお知らせ

■芦屋町人権講演会

▽とき 7月3日(金)・午後6時30分～8時

▽ところ

あしや夢リアホール

▽テーマ

インターネット等による人権侵害

※詳しくは、広報あしや今号に折りこんでいるチラシを見てください。

■人権パネル展示

▽とき 7月1日(水)～31日(金)

▽ところ 役場1階ロビー

■街頭啓発

▽とき 6月25日(木)・午後4時30分から

▽ところ 正門通り商店街など

■福岡県人権講演会

▽とき 7月18日(土)・午後1時30分から

▽ところ クローバープラザ (春日市原町)

▽内容 【演題】『全国部落調査』裁判判決の意義と

部落差別解消推進法施行10年～激変する情報環境

とIT革命の進化をふまえて

【講師】北口末広さん

(近畿大学人権問題研究所特任主任教授)